

社会福祉法人八国見 役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人八国見（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

(1) 非常勤役員等の報酬

(非常勤役員等の報酬等の額)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、当該会議に出席した場合日額として3,000円を支給する。

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 報酬 別表第1に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(法人職員給与との併給)

第5条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員等の報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人から申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次の通り端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 法人はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月14日から施行し、平成29年4月1日にちから適用する。
- 2 役員及び評議員の報酬等に関する規程（平成17年4月1日）は廃止する。

別表第1（第4条関係・非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

| 区 分 | 日 額 |
|---------------------|--------|
| 評議員会への出席 | 3,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 3,000円 |

(2) 理事

| 区 分 | 日 額 |
|---------------------|--------|
| 理事会への出席 | 3,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 3,000円 |

(3) 監事

| 区 分 | 日 額 |
|---------------------|--------|
| 監事監査等への出席 | 3,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 3,000円 |